

平成二十七年年度監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事、広島県教育委員会及び広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十八年十二月十五日

広島県監査委員

中原好治

同

児玉浩

同

奥兆生

同

赤木稔明